

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれ知ってる？
 減右衛門と量右衛門のいつもの場所
 <雨の日でも、ごみ(資源)はいつもの場所
 に出してね!の巻>

減右衛門

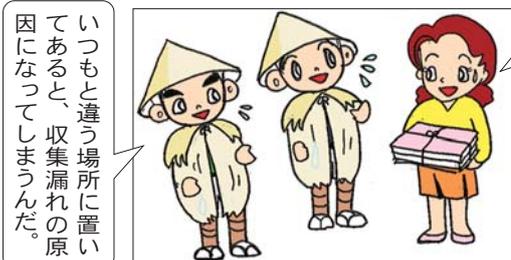


量右衛門



雨の日でもいつもと同じ場所に出してね(※)。

この雑誌…、どうしようかしら…。



いつもと違う場所に置いてあると、収集漏れの原因になってしまうんだ。

あら、減右衛門さん、量右衛門さん…。



それに収集員が気付いたとしても、収集していいものかどうか判断しづらいんだ。

そうよね、いえ、そうじゃなくて、悩んでた理由はね…。



そうだったの!?! 出し方を悩んでいたんじゃないんだね。失礼しました!

実を言うと…思い出の雑誌だから捨てようかどうしようか、悩んでいたのよ…♡

※紙類は、濡れても資源になるため、いつもどおり出してください。古着・古繊維は、濡れると資源にならないため、翌週に出してください。

平成27年度

グリーンカーテンコンテスト審査結果

平成27年度グリーンカーテンコンテストには、事業者6社・市民15人の方から応募があり、厳正な審査の結果、次のとおりとなりました。

事業者の部

最優秀賞 まつぼっくり保育園

市民の部

最優秀賞 渡邊利優さん

※優秀賞・優良賞について詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

皆さんも、グリーンカーテンで夏を涼しく過ごしましょう。

問合せ

環境保全課環境保全係内 226



▲まつぼっくり保育園のグリーンカーテン



▲渡邊利優さん宅のグリーンカーテン

光化学スモッグの発生に注意してください

光化学スモッグとは

車の排気ガスなどが太陽の強い紫外線を受けて変化したものです。夏に多く発生し、日射しが強く風が弱い日には、特に発生しやすくなります。

光化学スモッグが人に及ぼす影響としては、目や呼吸の異常、のどの痛みなどがあり、重症になると呼吸困難になることもあります。

市では、光化学スモッグ注意報が発令された場合、各学校や保育園、公共施設などに看板を設置しお知らせしています。注意報、警報発令時は、なるべく屋外へ出ないようにしましょう。

東京都環境局ウェブサイトでは、随時、発令情報を見ることが出来ます。また、パソコンや携帯電話への情報配信サービス(メール)の受け付けを行っています。詳しくは、東京都環境局ウェブサイトをご覧ください。

問合せ 環境保全課環境保全係内 226



▲注意報発令時にお知らせします

防災行政無線の放送内容をフリーダイヤルで確認できるようになります

6月15日(水)から、防災行政無線で放送した内容(火災発生・迷い人のお知らせ・行事の中止など)を、フリーダイヤルで確認できるようになります。放送内容が聞き取りにくい場合に利用してください。

●防災行政無線フリーダイヤル
☎0120-5541994

※右記の番号に電話をかけると、防災行政無線の放送内容が1度流れ、自動で通話が切れます。通話料はかかりません。
※夕方チャイムや下校時間の見守り

放送など、定期的に放送しているものは除きます。

※一部IP電話はフリーダイヤルを利用できません。☎5551111
④88で有料で確認するか、携帯電話などからフリーダイヤルを利用してください。

問合せ 防災安全課防災係④207



▲防災行政無線スピーカー

成人式でスタッフとして活躍しませんか

新しく成人となる方(平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれ)で平成29年1月9日(月・祝)に行う羽村市の成人式に出席する方の中から、成人式の企画・当日の手伝いをしていただくスタッフを募集します。
仲間同士で参加して、成人式を盛り上げましょう。

申込み・問合せ 6月30日(木)までに、
電話・Eメールまたは直接生涯学習
総務課生涯学習推進係④366へ

☎5763000@city.hamura.tokyo.jp
※直接・電話の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分〜午後5時です。



▲成人式を盛り上げましょう！
(平成28年成人式スタッフ)

はい！こちら消費生活センター

通信販売を利用する際は、必ず契約条件を確認しましょう！



相談事例
格安の健康食品をお試しで1回だけ注文したつもりが、定期購入になってしまった！

ネット通販で健康食品1か月分が500円でお試しできるとの広告を見て注文しました。後日、商品が届き、代金を振り込みました。その1か月後、同じ商品がまた届き、代金5000円の振込用紙が同封されていました。1回だけ注文したつもりだったので、通信販売会社に問い合わせたところ、お試し価格500円の健康食品の申込みは、定期コースになっているので後3回は購入してもらわなければならないと言われました。納得できません。

回答

インターネットショッピングなどの通信販売で、「1回だけお試しのつもりで注文したはずなのに、同じ商品が定期的に送られてくる。」といったトラブルが起きています。トラブルの原因としては次のことが考えられます。
○広告の「定期コースで購入の場合に限り半額」といった販売条件を見落とししていた。

○注文ハガキに書かれた定期購入の申込みの記載を見落としていた。
○初めから定期購入が前提となっていて注文時に申し出ないと同じ商品が自動的に送られるようになっていた。

アドバイス

通信販売は、クーリングオフができません。返品可否や条件などは、広告に記載された内容に従うこととなります。広告に返品についての記載がない場合は、商品を受け取ってから8日以内であれば消費者が送料を負担することです。

インターネット通販では、広告で一定の表示をされるとされていますが、定期購入であることがわかりにくく表示されている場合や小さく表示されている場合があります。表示を見落とさないようにページの隅々まで注意が必要です。

広告は商品の特価や特性ばかりが強調されていることがあります。「お試し」という言葉に惑わされず、契約条件を必ず確認しましょう。

問合せ 消費生活センター☎5551-1111④641